

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿南町長

市町村名 (市町村コード)	阿南町 (204048)
地域名 (地域内農業集落名)	和合 (和合)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、集団的でまとまりのある農地が少なく、農業で所得を確保するのは難しい地理条件である。また、人口減少と高齢化に伴う農業者の減少も進んでいることから遊休農地の更なる増加が懸念される。

町内で唯一環境保全型農業で有機農業に取り組む組織を有する地域であり、今後も組織を中心として環境保全型農業を推進していく必要がある。

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、小規模に農業経営をしていきたい者や地域おこし協力隊制度を活用して担い手の確保育成を図りつつ、地域全体で農地を利用調整していく仕組みの構築が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の伝統野菜である「鈴ヶ沢なす」「鈴ヶ沢うり」「鈴ヶ沢南蛮」を継承していくために、既存農業者で生産を行い、集荷販売を地域おこし協力隊等の担い手に任せるための仕組みづくりと人材の確保育成を図る。

農地利用効率化のため、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

基盤整備済の条件が良い農地が耕作され、維持していくために地域内での再分配を優先的に行う。

有機農業の取組を組織及び地域を中心に主体的に進めてもらうため、必要となる支援を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、区域内で条件が悪く、既に耕作されていない区域は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手や若手農業者を中心に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
対象農地の場所や担い手の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
-
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域外から和合地域での営農を望む経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②活動組織による有機農業の取組を継続する。